

| 項目 | 現 行 | 改 定 後 |
|----------------------------|--|--|
| 第11条 [解約 等] | 「りそなビジネスダイレクト」利用規定 (2022年8月改定) I. 共通利用編 第11条 [解約等] 3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき | 「りそなビジネスダイレクト」利用規定 (2026年4月改定) I. 共通利用編 第11条 [解約等] 3. 強制解約 (7) 当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽もしくは不正があること、もしくは第三者によるなりすましがあつた事項を通知したことが判明したとき、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき |
| 第1条 [振込・ 振替サービ ス] | II. Web 照会・振込サービス編 第1条 [振込・振替サービス] 4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたはやむを得ない事情により当社が入・振替の取り扱いを不 適当と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡つて効力を失うものとします。 | II. Web 照会・振込サービス編 第1条 [振込・振替サービス] 4. 振込資金の交付等 (4) 契約者の預金に差押等がなされたときまたは合理的な理由やむを得ない事情により当社が振込・振替の取り扱 いを不適當と判断したときは、契約者の当社に対する当該取引の依頼は、遡つて効力を失うものとします。 |